

令和２年第１回廿日市市議会（第１回定例会）条例案新旧対照表

議案第１６号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	１
議案第１７号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等 の一部を改正する条例	３
議案第１８号	廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例	７
議案第１９号	廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例	９
議案第２０号	廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	１１
議案第２１号	廿日市市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例	１３
議案第２２号	廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	１９
議案第２３号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	４３
議案第２４号	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例	４７
議案第２５号	廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例	４９
議案第２６号	廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例	５１
議案第２７号	廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例等の一部を改正する条例	５３
議案第２８号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	６３
議案第２９号	廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例	８１
議案第３０号	廿日市市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例	８３
議案第４２号	過疎地域自立促進計画の変更について	８５

議案第16号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の服務の宣誓に関する条例（昭和31年条例第8号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（服務の宣誓） 第2条 （略） <u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u>	（服務の宣誓） 第2条 （略） （新設）

議案第17号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第2号）【第1条関係】（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員の賠償責任に基づく債務の免除） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2</u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。	（職員の賠償責任に基づく債務の免除） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により国民宿舎事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円を超えるときとする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項____の規定により国民宿舎事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円を超えるときとする。

改正後	改正前
（請求又は要求による監査） 第４条 監査委員は、法第75条第１項、法第98条第２項、法第242条第１項若しくは法第243条の２の２第３項の規定による監査の請求又は法第199条第６項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。	（請求又は要求による監査） 第４条 監査委員は、法第75条第１項、法第98条第２項、法第242条第１項若しくは法第243条の２第３項<u> </u>の規定による監査の請求又は法第199条第６項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。

議案第18号

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市印鑑条例（昭和49年条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録の資格） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 （1） （略） （2） <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u> （印鑑登録原票） 第6条 市長は、印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）を備え、印鑑の登録の申請について審査した上、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。 （1）・（2） （略） （3） 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（<u>法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）</u>）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称） （4）～（8） （略）	（登録の資格） 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 （1） （略） （2） <u>成年被後見人</u> （印鑑登録原票） 第6条 市長は、印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）を備え、印鑑の登録の申請について審査した上、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。 （1）・（2） （略） （3） 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載_____ _____ _____がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称） （4）～（8） （略）

議案第19号

廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市漁港管理条例（平成17年条例第59号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（占用の許可等） 第11条 （略） 2 （略） 3 第1項の許可の有効期間は、 <u>10年</u> _____を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。	（占用の許可等） 第11条 （略） 2 （略） 3 第1項の許可の有効期間は、 <u>1月（工作物の設置を目的とする占有にあつては、3年）</u> を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

議案第20号

廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例（平成13年条例第16号）

（下線の部分は改正部分）

改正後							改正前						
別表（第10条関係）							別表（第10条関係）						
1 専用使用する場合							1 専用使用する場合						
区分	基本使用料						区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで		9時から12時30分まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで
健康指導室	円 1,890	円 2,150	円 2,150	円 4,320	円 4,600	円 6,770	健康指導室	円 1,890	円 2,150	円 2,150	円 4,320	円 4,600	円 6,770
栄養指導室	790	910	910	1,830	1,940	2,860	栄養指導室	790	910	910	1,830	1,940	2,860
調理室	2,170	2,490	2,490	4,990	5,300	7,800	調理室	2,170	2,490	2,490	4,990	5,300	7,800
リハビリ室	2,400	2,750	2,750	5,510	5,850	8,610	リハビリ室	2,400	2,750	2,750	5,510	5,850	8,610
健康増進室1及び健康増進室2	2,280	2,600	2,600	5,220	5,550	8,150	（新設）						
健康増進室2	1,380	1,580	1,580	3,170	3,380	4,970	健康増進室2	1,380	1,580	1,580	3,170	3,380	4,970
会議室	1,240	1,420	1,420	2,850	3,030	4,460	会議室	1,240	1,420	1,420	2,850	3,030	4,460
音楽室	960	1,110	1,110	2,230	2,360	3,480	音楽室	960	1,110	1,110	2,230	2,360	3,480
作業室1	510	590	590	1,190	1,260	1,860	作業室1	510	590	590	1,190	1,260	1,860
作業室2	590	670	670	1,340	1,430	2,100	作業室2	590	670	670	1,340	1,430	2,100
多目的ホール	6,700	7,650	7,650	15,310	16,270	23,940	多目的ホール	6,700	7,650	7,650	15,310	16,270	23,940
講座室	2,440	2,790	2,790	5,580	5,930	8,720	講座室	2,440	2,790	2,790	5,580	5,930	8,720
附属設備	市長が定める額						附属設備	市長が定める額					
備考（略）							備考（略）						
2（略）							2（略）						

改正後	改正前
<u>甘日市市こども医療費支給条例</u> （総則） 第1条 甘日市市（以下「市」という。）は、<u>子ども</u>の疾病の早期発見と治療とを促進し、もつて<u>子ども</u>の健やかな育成を図るため、この条例の定めるところにより、<u>子ども</u>の医療に要する費用の一部を<u>子ども</u>を養育している者に支給する。 （用語の定義） 第2条 （略） 2 （略） 3 この条例において「<u>子ども</u>」とは、出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。 4 この条例において「<u>子ども</u>を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （1）<u>子ども</u>を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 （2）父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない<u>子ども</u>を監護し、かつ、その生計を維持する者 5 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である<u>子ども</u>を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該<u>子ども</u>は、当該父又は母のうちいずれか当該<u>子ども</u>の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 6 この条例にいう「父」には、母が、<u>子ども</u>を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。 <u>（受給資格者）</u> 第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市の区域内に住所を有する<u>子ども</u>（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2に規定する入院等をしたことにより、	<u>甘日市市乳幼児等医療費支給条例</u> （総則） 第1条 甘日市市（以下「市」という。）は、<u>乳幼児等</u>の疾病の早期発見と治療とを促進し、もつて<u>乳幼児等</u>の健やかな育成を図るため、この条例の定めるところにより、<u>乳幼児等</u>の医療に要する費用の一部を<u>乳幼児等</u>を養育している者に支給する。 （用語の定義） 第2条 （略） 2 （略） 3 この条例において「<u>乳幼児等</u>」とは、出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。 4 この条例において「<u>乳幼児等</u>を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （1）<u>乳幼児等</u>を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 （2）父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない<u>乳幼児等</u>を監護し、かつ、その生計を維持する者 5 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である<u>乳幼児等</u>を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該<u>乳幼児等</u>は、当該父又は母のうちいずれか当該<u>乳幼児等</u>の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 6 この条例にいう「父」には、母が、<u>乳幼児等</u>を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。 <u>（受給資格者等）</u> 第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市の区域内に住所を有する<u>乳幼児等</u>（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2に規定する入院等をしたことにより、

改正後	改正前
市の区域外に住所を有することとなつた<u>子ども</u>を含む。)を養育している者で、当該<u>子ども</u>が同法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)であるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第116条の2に規定する入院等をしたことにより、<u>子どもが市の区域内に住所を有することとなつた子ども</u>を養育している者は、受給資格者とし<u>ない</u>。 (削る) (削る) (削る) (受給資格の認定) 第4条 <u>こども医療費</u>の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ受給資格につき、市長の認定を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定により認定をしたときは、当該受給資格者(以下「受給者」という。)に対して、<u>こども医療費受給者証</u>を交付するものとする。 (支給の額) 第5条 <u>こども医療費</u>の支給は、<u>子ども</u>の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合(子	市の区域外に住所を有することとなつた<u>乳幼児等</u>を含む。)を養育している者で、当該<u>乳幼児等</u>が同法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)であるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第116条の2に規定する入院等をしたことにより、<u>市</u>の区域内に住所を有することとなつた<u>乳幼児等</u>を養育している者は、受給資格者とし<u>ない</u>。 3 <u>第1項の規定にかかわらず、乳幼児等が出生した日又はそれぞれ1歳から15歳に達する日の属する年において、乳幼児等を養育している者の前年の所得(1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあつては、前々年の所得)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に依じて、規則で定める額以上であるときは、受給資格者とし<u>ない</u>。ただし、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けるなど乳幼児等を養育している者に特別な事情があると市長が認めたときは、この限りでない。</u> 4 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。 5 <u>第3項本文の規定にかかわらず、廿日市市重度心身障害者医療費支給条例(昭和48年条例第35号)第3条第1項各号のいずれかに該当する乳幼児を養育している者については、第3項本文の規定に該当する場合であつても、当該乳幼児に係る医療費の支給に限り、受給資格者とする。</u> (受給資格の認定) 第4条 <u>乳幼児等医療費</u>の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ受給資格につき、市長の認定を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定により認定をしたときは、当該受給資格者(以下「受給者」という。)に対して、<u>乳幼児等医療費受給者証</u>を交付するものとする。 (支給の額) 第5条 <u>乳幼児等医療費</u>の支給は、<u>乳幼児等</u>の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合(乳

改正後	改正前
ども <u>のうち満12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日を経過した者については、入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療に関する給付が行われた場合に限る。)において、当該医療に関する給付の額(国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次に定める額を控除した額を支給する。 (1)・(2) (略) 2 (略) (一部負担金) 第6条 受給者は、<u>子ども</u>のうち、乳幼児以外の者が健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護を行う事業所(以下「保険医療機関等」という。)による医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。)ごとに1日につき500円(国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。)を、一部負担金として支払うものとする。ただし、<u>子ども</u>が保険医療機関等で医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方箋により保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。 2 受給者は、同一の月に同一の保険医療機関等で前項本文の規定による一部負担金の支払を、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する回数行つたときは、同項の規定にかかわらず、同項の一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等で医療を受ける際、支払うことを要しない。 (1)・(2) (略) 3 受給者は、<u>子どもが柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師</u>による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき500円を、一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所で本文の規	幼児等)のうち<u>満9歳</u>に達する日以後の最初の3月31日を経過した者については、入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療に関する給付が行われた場合に限る。)において、当該医療に関する給付の額(国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次に定める額を控除した額を支給する。 (1)・(2) (略) 2 (略) (一部負担金) 第6条 受給者は、<u>乳幼児等</u>のうち、乳幼児以外の者が健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護を行う事業所(以下「保険医療機関等」という。)による医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。)ごとに1日につき500円(国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。)を、一部負担金として支払うものとする。ただし、<u>受給者が</u>保険医療機関等で医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方箋により保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。 2 受給者は、同一の月に同一の保険医療機関等で前項の_____一部負担金の支払を、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する回数行つたときは、同項の規定にかかわらず、同項の一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等で医療を受ける際、支払うことを要しない。 (1)・(2) (略) 3 受給者は、<u>柔道整復師</u>_____, あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき500円を、一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所で_____

改正後	改正前
定による一部負担金の支払を4回行つたときは、その月のその後の期間内に当該施術所で施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。 (支給の方法) 第7条 <u>こども医療費</u>の支給は、受給者の請求に基づいて行う。 2 前項の規定にかかわらず、保険医療機関等による医療又は訪問指定看護を受けた場合には、市長は、<u>こども医療費</u>として受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。 3 前項の規定による支払があつたときは、受給者に対し、<u>こども医療費</u>の支給があつたものとみなす。 (<u>こども医療費</u>の支給の制限等) 第8条 市長は、受給者が<u>子どもの</u>疾病又は負傷に関し、損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち<u>こども医療費支給額</u>に相当する給付があると認められるときは、その額の限度において、<u>こども医療費</u>の全部若しくは一部を交付せず、又は既に<u>交付したこども医療費</u>の額に相当する金額を返還させることができる。 2 市長は、偽りその他不正の行為により<u>こども医療費</u>の交付を受けた者があるときはその者から既に交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。 (権利の譲渡等の禁止) 第9条 <u>こども医療費</u>の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。	____一部負担金の支払を4回行つたときは、その月のその後の期間内に当該施術所で施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。 (支給の方法) 第7条 <u>乳幼児等医療費</u>の支給は、受給者の請求に基づいて行う。 2 前項の規定にかかわらず、保険医療機関等による医療又は訪問指定看護を受けた場合には、市長は、<u>乳幼児等医療費</u>として受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。 3 前項の規定による支払があつたときは、受給者に対し、<u>乳幼児等医療費</u>の支給があつたものとみなす。 (<u>乳幼児等医療費</u>の支給の制限等) 第8条 市長は、受給者が<u>乳幼児</u>の疾病又は負傷に関し、損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち<u>乳幼児等医療費支給額</u>に相当する給付があると認められるときは、その額の限度において、<u>乳幼児等医療費</u>の全部若しくは一部を交付せず、又は<u>すでに交付した乳幼児等医療費</u>の額に相当する金額を返還させることができる。 2 市長は、偽りその他不正の行為により<u>乳幼児等医療費</u>の交付を受けた者があるときはその者から既に交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。 (権利の譲渡等の禁止) 第9条 <u>乳幼児等医療費</u>の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第38号）

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 市長	廿日市市こども医療費支給条例（昭和48年条例第11号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	廿日市市乳幼児等医療費支給条例（昭和48年条例第11号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(略)		(略)	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 市長	廿日市市こども医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	廿日市市乳幼児等医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(略)		(略)	

※廿日市市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例の附則により改正する条例の新旧対照表

議案第22号

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（8） （略） （9） <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。 （10） <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。 （11） <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 （12） <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 （13） <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> <u>令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。 （14） <u>満3歳未満保育認定子ども</u> <u>令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども</u>をいう。 （15） <u>市町村民税所得割合算額</u> <u>令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額</u>をいう。 （16） <u>負担額算定基準子ども</u> <u>令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども</u>をいう。 （17） （略） （18） <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>をいう。 （19） <u>教育・保育</u> 法第7条第10項第5号に規定する<u>教育・保育</u>をいう。 （20） （略）	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（8） （略） （9） <u>支給認定</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>をいう。 （10） <u>支給認定保護者</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u> _____をいう。 （11） <u>支給認定子ども</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u> _____をいう。 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （12） （略） （13） <u>支給認定の有効期間</u> _____ 法第21条に規定する<u>支給認定の有効期間</u> _____をいう。 （14） <u>教育・保育</u> 法第14条第1項 _____に規定する<u>教育・保育</u>をいう。 （15） （略）

改正後	改正前
(21) (略) (22) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、<u>教育・保育給付認定保護者に代わり</u>特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 (23) (略) (24) (略) (25) (略) (26) (略) (27) (略) (28) (略) (29) (略) (一般原則) 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、<u>良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u> 2 (略) 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、<u>小学校</u> <u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。)</u>を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医	(16) (略) (17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、<u>支給認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 (18) (略) (19) (略) (20) (略) (21) (略) (22) (略) (23) (略) (24) (略) (一般原則) 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、<u>良質かつ適切な</u> <u>内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u> 2 (略) 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、<u>小学校(義務教育学校及び特別支援学校を含む。第11条及び第27条第3項において同じ。)</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。)を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医

改正後	改正前
療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 (略) (<u>内容及び手続</u>の説明及び同意) 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2～6 (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合において	療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 (略) (<u>内容等</u>の説明及び同意) 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2～6 (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合において

改正後	改正前
は、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)</u>によって、<u>教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)</u>等を確認するものとする。 (<u>教育・保育給付認定</u>の申請に係る援助) 第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教	は、<u>支給認定</u>に_____に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>_____が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>_____に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>_____に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>_____に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項_____の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>支給認定保護者</u>_____の提示する<u>支給認定証</u>_____ _____ _____によって、<u>支給認定の有無、支給認定子ども</u>_____ _____の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、<u>支給認定の有効期間、</u>_____保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確認するものとする。 (<u>支給認定</u>_____の申請に係る援助) 第9条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>_____を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>支</u>

改正後	改正前
育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定の変更</u>の認定の申請が遅くとも<u>教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。 （心身の状況等の把握） 第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</u> （小学校等との連携） 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</u> （利用者負担額等の受領） 第13条 特定教育・保育施設は、<u>特定教育・保育</u> <u>を提供した際は、</u> <u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額</u> <u>をいう。）の支払を受けるものとする。</u> 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額</u> <u>をいう。）の支払を受けるものとする。</u>	給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定の変更</u>の認定の申請が遅くとも<u>支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。 （心身の状況等の把握） 第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 （小学校等との連携） 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第13条 特定教育・保育施設は、<u>特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）</u>を提供した際は、<u>支給認定保護者</u> <u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</u> 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u> <u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をい</u>

改正後	改正前
_____をいう。次項において同じ。） の支払を受けるものとする。 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 (1)・(2) (略) (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 _____ _____ ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども 7万7,101円</u> (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)</u> 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規	<u>い、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)</u>の支払を受けるものとする。 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>_____から受けることができる。 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>_____から受けることができる。 (1)・(2) (略) (3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、<u>同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。</u>) (新設)

改正後	改正前
定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等)	(新設) (新設) (4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対して交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等)

改正後	改正前
第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ __。）の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。 （特定教育・保育の取扱方針） 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) (略) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) (略) 2 (略) （特定教育・保育に関する評価等） 第16条 (略) 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 （相談及び援助） 第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ど</u>	第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、<u>法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。</u>）の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u>_____<u>に</u>対し、当該<u>支給認定保護者</u>_____<u>に</u>係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を<u>支給認定保護者</u>_____<u>に</u>対して交付しなければならない。 （特定教育・保育の取扱方針） 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) (略) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第9項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) (略) 2 (略) （特定教育・保育に関する評価等） 第16条 (略) 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>_____<u>に</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 （相談及び援助） 第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子どもの</u>_____<u>に</u>心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども又はその保護</u>

改正後	改正前
も又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応) 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子どもに</u>体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知) 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。 (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。<u>以下この号において同じ。</u>)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5) <u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6)～(11) (略) (勤務体制の確保等) 第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特	者_____に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応) 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子どもに</u>体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子どもの保護者</u>_____又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (<u>支給認定保護者</u>_____に関する市町村への通知) 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>_____が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。 (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む_____。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の_____費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6)～(11) (略) (勤務体制の確保等) 第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>_____に対し、適切な特

改正後	改正前
定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) <u>(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)</u> 第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等) 第27条 特定教育・保育施設の管理者及び職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・	定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) <u>(差別的取扱いの禁止)</u> 第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等) 第27条 特定教育・保育施設の管理者及び職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・

改正後	改正前
子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の同意を得ておかなければならない。 (情報の提供等) 第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 (略) (苦情解決) 第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども</u>又は<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族(以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども等</u>」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 (略) 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)	子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>の同意を得ておかなければならない。 (情報の提供等) 第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 (略) (苦情解決) 第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども</u>又は<u>支給認定保護者</u>その他の当該<u>支給認定子ども</u>の家族(以下この条において「<u>支給認定子ども等</u>」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 (略) 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 (略) (事故発生の防止及び発生時の対応)

改正後	改正前
第32条 (略) 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3・4 (略) (記録の整備) 第34条 (略) 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第12条の規定による特定教育・保育の提供_____の記録 (2)～(5) (略) (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項	第32条 (略) 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>_____に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該<u>支給認定子ども</u>_____の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3・4 (略) (記録の整備) 第34条 (略) 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>_____に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (2)～(5) (略) (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>_____に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>_____及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>_____の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章 _____ (第6条第3項及び第7条第2項

改正後	改正前
を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)</u>」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)</u>」とする。 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ど	を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>」とする _____。 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含む _____ものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ど

改正後	改正前
も」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分</u>」とあるのは「<u>同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</u>」と、<u>第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</u> 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の _____ 利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、<u>家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあっては_____ 6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあっては_____ 6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては_____ 1人とする。</u> 2 （略） （<u>内容及び手続の説明及び同意</u>） 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 （略）	も」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> _____」とあるのは「<u>同項第1号 _____</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども _____</u>」と、<u>第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする</u> _____。 第37条 特定地域型保育事業のうち、<u>家庭的保育事業にあってはその利用定員</u>（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を _____ 1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（<u>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 _____</u>（平成26年条例第23号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあっては<u>その利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。</u> 2 （略） （<u>内容等 _____ の説明及び同意</u>） 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担 _____</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 （略）

改正後	改正前
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>回</u>号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>支給認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

改正後	改正前
(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>(事業所内保育事業を利用する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>にあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</u> 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、<u>廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 3 (略)	(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>支給認定子ども</u>(事業所内保育事業を利用する<u>支給認定子ども</u>にあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>支給認定子ども</u>に係る<u>支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</u> 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、<u>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。 3 (略)

改正後	改正前
込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 (1)～(3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(4) (略) (5) <u>第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6)～(11) (略) (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な	込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 (1)～(3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(4) (略) (5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6)～(11) (略) (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な

改正後	改正前
特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (記録の整備) 第49条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第12条の規定による<u>特定地域型保育の提供</u>の記録 (3) 次条において準用する第19条の規定による<u>市町村への通知</u>に係る記録 (4)・(5) (略) (準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育</u>について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「<u>地域型保育</u>」と、第14条の見出し中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下	特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (記録の整備) 第49条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 次条において準用する第12条に規定する<u>提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録</u> (3) 次条において準用する第19条の規定による<u>通知</u>に係る記録 (4)～(5) (略) (準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業</u>について準用する。この場合において、第14条第1項 中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19

改正後	改正前
_____」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう_____。以下この項及び第50条において準用する第19条において_____）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。 （特別利用地域型保育の基準） 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u> _____（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを</u>	<u>条において同じ。）</u>」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、<u>法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。</u>以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。 （特別利用地域型保育の基準） 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> _____に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> _____及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する</u> _____ _____ _____

改正後	改正前
む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 (特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保	_____。 (特定利用地域型保育の基準) 第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども_____に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども_____及び特定地域型保

改正後	改正前
育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。</u>この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。 附 則 （特定保育所に関する特例） 第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）</u>」と、同条第2項中「<u>当該特定教育・保育</u>」とあるのは「<u>当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保</u>	育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する</u> _____。 附 則 （特定保育所に関する特例） 第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が</u>」とあるのは「<u>（当該特定教育・保育施設が</u>」と、「<u>額とし</u>」とあるのは「<u>額をいい</u>」と、「<u>定める額とする。</u>」をいう。）」とあるのは「<u>定める額をいう。</u>」 _____」と、同条第2項中「<u>（法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>（法附則第6条第3項の規定により読</u>

改正後	改正前
(連携施設に関する経過措置) 第5条 <u>特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	合においては、当分の間、第43条第1項中「<u>法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額</u>」とあるのは「<u>法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額</u>」と、「<u>同項第3号</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>」と、同条第2項中「<u>法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)</u>」とあるのは「<u>法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) 及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額</u>」と、「<u>同項第3号</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>」とする。 (連携施設に関する経過措置) 第5条 <u>特定地域型保育事業者</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第23号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（課税額） 第2条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.7</u>を乗じて算定する。 2 （略） 第4条 削除 （国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）	（課税額） 第2条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額<u>及び資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.1</u>を乗じて算定する。 2 （略） <u>（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）</u> 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の11.9</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

改正後	改正前
第5条の2 (略) (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、<u>第5条の5</u>及び第19条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、<u>第5条の5</u>及び第19条において同じ。)以外の世帯 2万3,300円 (2)・(3) (略) 第5条の3 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。 (削る) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) <u>第5条の4</u> (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) <u>第5条の5</u> (略) (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。 (削る)	第5条の2 (略) (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、<u>第5条の6</u>及び第19条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、<u>第5条の6</u>及び第19条において同じ。)以外の世帯 2万3,300円 (2)・(3) (略) 第5条の3 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。 <u>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</u> <u>第5条の4 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.0を乗じて算定する。</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) <u>第5条の5</u> (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) <u>第5条の6</u> (略) (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する。 <u>(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)</u> <u>第7条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.0を乗じて算定する。</u>

改正後	改正前
(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) <u>第7条</u> (略) (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) <u>第7条の2</u> (略)	(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) <u>第7条の2</u> (略) (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) <u>第7条の3</u> (略)

議案第24号

廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年条例第35号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（対象者） 第3条 （略） （1） （略） （2） <u>広島県知事等</u>から療育手帳の交付を受けている者で、当該療育手帳に記載されている障害の程度が((A))、A又は((B))であるもの 2 （略） （医療費の給付） 第4条 （略） 2 （略） 3 医療費は、対象者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）による改正前の国民年金法施行令（以下「旧施行令」という。）第6条の4第1項に規定する額を超えるときは支給しない。ただし、震災、風水害、火災、落雷、その他これらに類する災害を受けるなど、特別な事情があると市長が認めた者<u>又は人工呼吸器等装着者であつて特別な事情があると市長が認めたもの</u>は、この限りでない。 4～6 （略）	（対象者） 第3条 （略） （1） （略） （2） <u>広島県知事</u>から療育手帳の交付を受けている者で、当該療育手帳に記載されている障害の程度が((A))、A又は((B))であるもの 2 （略） （医療費の給付） 第4条 （略） 2 （略） 3 医療費は、対象者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）による改正前の国民年金法施行令（以下「旧施行令」という。）第6条の4第1項に規定する額を超えるときは支給しない。ただし、震災、風水害、火災、落雷、その他これらに類する災害を受けるなど、特別な事情があると市長が認めた者_____は、この限りでない。 4～6 （略）

改正後	改正前
<u>（放置自転車等に対する措置）</u> 第13条 市長は、駐車場内に第6条に規定する自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）が放置されているときは、当該自転車等を利用し、又は所有する者（以下「利用者等」という。）に対し、当該自転車等を適切な場所に移動するよう命ずることができる。 2 市長は、前項の規定による命令を受けた自転車等の利用者等が、当該自転車等を規則で定める期間を経過してもなお放置していると認められるときは、当該自転車等を移送することができる。 <u>（費用の徴収）</u> 第14条 市長は、前条第2項の規定により自転車等を移送したときは、当該措置に要した費用として、次に掲げる額を当該自転車等の利用者等から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 （1） 自転車 1台につき1,680円 （2） 原動機付自転車 1台につき2,240円 （3） 自動二輪車 1台につき2,800円 <u>（移送後の措置）</u> 第15条 市長は、第13条第2項の規定により自転車等を移送した場合は、その旨を公示するとともに、当該自転車等の利用者等の確認に努め、当該自転車等の利用者等に対して速やかに引き取るよう通知するものとする。 2 市長は、前項の通知をした後、なお利用者等の現れない自転車等及び移送した自転車等で利用者等不明のものについては、同項の規定による公示の日から規則で定める期間保管した後、処分することができる。 （指定管理者の指定の申請） 第16条 （略） （指定管理者の指定） 第17条 （略） （指定管理者が行う業務） 第18条 （略）	（新設） （新設） （新設） （指定管理者の指定の申請） 第13条 （略） （指定管理者の指定） 第14条 （略） （指定管理者が行う業務） 第15条 （略）

改正後	改正前
(事業報告書の作成及び提出) <u>第19条</u> (略) (業務報告の聴取等) <u>第20条</u> (略) (指定の取消し等) <u>第21条</u> 市長は、指定管理者が<u>第19条</u>の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 (略) (委任) <u>第22条</u> (略)	(事業報告書の作成及び提出) <u>第16条</u> (略) (業務報告の聴取等) <u>第17条</u> (略) (指定の取消し等) <u>第18条</u> 市長は、指定管理者が<u>第16条</u>の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 (略) (委任) <u>第19条</u> (略)

議案第 2 6 号

廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例（平成 9 年条例第 1 6 号）（下線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表（第 3 条関係）			別表（第 3 条関係）		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
公営住宅	(略)	(略)	公営住宅	(略)	(略)
	(削る)			中小原住宅	廿日市市津田2553番地 2
	新宮原住宅	廿日市市津田_____1843番地 1		新宮原住宅	廿日市市津田1821番地 4 及び1843番地 1
	(略)	(略)		(略)	(略)

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条―第3条の8） 第1章の2 市営住宅の整備（第3条の9―第3条の24） 第2章 市営住宅の管理（第4条―第43条） 第3章 駐車場の管理（第43条の2―第43条の12） 第4章 補則（第44条―<u>第47条</u>） 附則 （入居者の選考） 第10条 （略） 2 市長は、前項各号のいずれかに該当する者のうち、母子世帯、<u>父子世帯</u>、老人世帯、心身障害者世帯、原爆被爆者世帯又は多子世帯に属する者その他速やかに市営住宅に入居することを必要としていると認められる者については、優先的な選考を行うよう配慮するものとする。 （住宅入居の手続） 第12条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 （1） _____ __請書を提出すること。 （2） （略） 2 （略） （削る） <u>3</u> 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は<u>前項</u>に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。 <u>4</u> （略） <u>5</u> （略）	目次 第1章 総則（第1条―第3条の8） 第1章の2 市営住宅の整備（第3条の9―第3条の24） 第2章 市営住宅の管理（第4条―第43条） 第3章 駐車場の管理（第43条の2―第43条の12） 第4章 補則（第44条―<u>第48条</u>） 附則 （入居者の選考） 第10条 （略） 2 市長は、前項各号のいずれかに該当する者のうち、母子世帯____、老人世帯、心身障害者世帯、原爆被爆者世帯又は多子世帯に属する者その他速やかに市営住宅に入居することを必要としていると認められる者については、優先的な選考を行うよう配慮するものとする。 （住宅入居の手続） 第12条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 （1） <u>独立の生計を営む者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。</u> （2） （略） 2 （略） <u>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u> <u>4</u> 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は<u>第2項</u>に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。 <u>5</u> （略） <u>6</u> （略）

改正後	改正前
(家賃の納付) 第18条 市長は、入居者から第12条第4項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。 2～4 (略) (敷金) 第20条 (略) 2 (略) 3 <u>入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。</u> 4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u> 5 (略) (住宅の明渡請求) 第43条 (略) 2 (略) 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。 4 (略)	(家賃の納付) 第18条 市長は、入居者から第12条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。 2～4 (略) (敷金) 第20条 (略) 2 (略) (新設) 3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃</u>又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。 4 (略) (住宅の明渡請求) 第43条 (略) 2 (略) 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。 4 (略)

改正後	改正前
(保証金) 第43条の10 (略) 2 (略) 3 第20条第3項から第5項まで及び第21条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と読み替え、第20条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、<u>同条第4項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と</u>読み替えるものとする。 (削る) (立入検査) 第44条 (略) (敷地の目的外使用) 第45条 (略) (罰則) 第46条 (略) (委任) 第47条 (略)	(保証金) 第43条の10 (略) 2 (略) 3 第20条第3項及び第4項並びに第21条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と読み替え、第20条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、<u>「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</u> (市営住宅管理人) 第44条 市長は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。 2 市営住宅管理人は、市職員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。 3 前2項に規定するもののほか、市営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。 (立入検査) 第45条 (略) (敷地の目的外使用) 第46条 (略) (罰則) 第47条 (略) (委任) 第48条 (略)

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条―第3条の8） 第2章 定住促進住宅等の管理（第4条―第32条） 第3章 補則（第33条―<u>第36条</u>） 附則 （住宅入居の手続） 第11条 定住促進住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 （1） _____ ____請書を提出すること。 （2） （略） 2 （略） （削る） <u>3</u> 市長は、定住促進住宅の入居決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、定住促進住宅の入居の決定を取り消すことができる。 <u>4</u> （略） <u>5</u> （略） （家賃の納付） 第17条 市長は、入居者から第11条第4項の入居可能日から当該入居者が定住促進住宅を明け渡した日（第31条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。 2～4 （略） （敷金） 第19条 （略） 2 （略） <u>3</u> <u>入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行し</u>	目次 第1章 総則（第1条―第3条の8） 第2章 定住促進住宅等の管理（第4条―第32条） 第3章 補則（第33条―<u>第37条</u>） 附則 （住宅入居の手続） 第11条 定住促進住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 （1） <u>独立の生計を営む者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する</u>請書を提出すること。 （2） （略） 2 （略） <u>3</u> <u>市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u> <u>4</u> 市長は、定住促進住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、定住促進住宅の入居の決定を取り消すことができる。 <u>5</u> （略） <u>6</u> （略） （家賃の納付） 第17条 市長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が定住促進住宅を明け渡した日（第31条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。 2～4 （略） （敷金） 第19条 （略） 2 （略） （新設）

改正後	改正前
<u>ないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。</u> <u>4</u> 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u> <u>5</u> (略) (削る) (立入検査) <u>第33条</u> (略) (敷地の目的外使用) <u>第34条</u> (略) (罰則) <u>第35条</u> (略) (委任) <u>第36条</u> (略)	<u>3</u> 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃</u>又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。 <u>4</u> (略) <u>(定住促進住宅管理人)</u> <u>第33条</u> 市長は、<u>定住促進住宅及び共同施設の管理に関する事務を補助させるため、定住促進住宅管理人を置くことができる。</u> <u>2</u> 定住促進住宅管理人は、<u>市職員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。</u> <u>3</u> <u>前2項に規定するもののほか、定住促進住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (立入検査) <u>第34条</u> (略) (敷地の目的外使用) <u>第35条</u> (略) (罰則) <u>第36条</u> (略) (委任) <u>第37条</u> (略)

— 58 —

改正後	改正前
第21条 (略) 2 (略) <u>3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。</u> 4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u> 5 (略) (住宅の明渡し請求) 第32条 (略) 2 (略) 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、第14条の規定により定めた家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃又は入居者負担額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。 4 (略) (削る) (立入検査) 第34条 (略)	第21条 (略) 2 (略) (新設) 3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃若しくは入居者負担額</u>又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。 4 (略) (住宅の明渡し請求) 第32条 (略) 2 (略) 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、第14条の規定により定めた家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃又は入居者負担額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。 4 (略) <u>(特定公共賃貸住宅管理人)</u> 第34条 市長は、<u>特定公共賃貸住宅の管理に関する事務を補助させるため、特定公共賃貸住宅管理人を置くことができる。</u> 2 <u>特定公共賃貸住宅管理人は、市職員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。</u> 3 <u>前2項に規定するもののほか、特定公共賃貸住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (立入検査) 第35条 (略)

改正後	改正前
(敷地の目的外使用) <u>第35条</u> (略) (罰則) <u>第36条</u> (略) (委任) <u>第37条</u> (略)	(敷地の目的外使用) <u>第36条</u> (略) (罰則) <u>第37条</u> (略) (委任) <u>第38条</u> (略)

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条―第3条の8） 第2章 福祉住宅の管理（第4条―第34条） 第3章 補則（第35条―<u>第38条</u>） 附則 （住宅入居の手続） 第11条 福祉住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 （1） _____ <u>請書を提出すること。</u> （2） （略） 2 （略） （削る） <u>3</u> 市長は、福祉住宅の入居決定者が第1項又は<u>前項</u>に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、福祉住宅の入居の決定を取り消すことができる。 <u>4</u> （略） <u>5</u> （略） （家賃の納付） 第18条 市長は、入居者から<u>第11条第4項</u>の入居可能日から当該入居者が福祉住宅を明け渡した日（第33条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。 2～4 （略） （敷金） 第20条 （略） 2 （略） <u>3</u> <u>入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行し</u>	目次 第1章 総則（第1条―第3条の8） 第2章 福祉住宅の管理（第4条―第34条） 第3章 補則（第35条―<u>第39条</u>） 附則 （住宅入居の手続） 第11条 福祉住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 （1） <u>独立の生計を営む者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。</u> （2） （略） 2 （略） <u>3</u> <u>市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u> <u>4</u> 市長は、福祉住宅の入居決定者が第1項又は<u>第2項</u>に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、福祉住宅の入居の決定を取り消すことができる。 <u>5</u> （略） <u>6</u> （略） （家賃の納付） 第18条 市長は、入居者から<u>第11条第5項</u>の入居可能日から当該入居者が福祉住宅を明け渡した日（第33条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。 2～4 （略） （敷金） 第20条 （略） 2 （略） （新設）

改正後	改正前
<u>ないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。</u> <u>4</u> 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u> <u>5</u> (略) (削る) (立入検査) <u>第35条</u> (略) (敷地の目的外使用) <u>第36条</u> (略) (罰則) <u>第37条</u> (略) (委任) <u>第38条</u> (略)	<u>3</u> 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃</u>又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。 <u>4</u> (略) <u>(福祉住宅管理人)</u> <u>第35条</u> 市長は、福祉住宅の管理に関する事務を補助させるため、福祉住宅管理人を置くことができる。 <u>2</u> 福祉住宅管理人は、市職員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。 <u>3</u> 前2項に規定するもののほか、福祉住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。 (立入検査) <u>第36条</u> (略) (敷地の目的外使用) <u>第37条</u> (略) (罰則) <u>第38条</u> (略) (委任) <u>第39条</u> (略)

改正後				改正前			
別表（第2条関係） （5）建築関係				別表（第2条関係） （5）建築関係			
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考
（略）				（略）			
低炭素建築物新築等計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定		ア 戸建て住宅又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他の戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額	ア 1申請をもって1件とする。 イ 認定基準適合図書とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する図書をいう。	低炭素建築物新築等計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定		ア 戸建て住宅又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他の戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額	ア 1申請をもって1件とする。 イ 認定基準適合図書とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する図書をいう。
		イ 共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の				イ 共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の	

改正後				改正前			
		額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数の欄に掲げる区分に応じて定める額に共同住宅等に係る審査の欄の共用部分の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額 ウ 非住宅（居住の用に供する部分、共用部分及び工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。以下				額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数の欄に掲げる区分に応じて定める額に共同住宅等に係る審査の欄の共用部分の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額 ウ 非住宅（居住の用に供する部分、共用部分及び工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものをいう。以下	

改正後				改正前			
		同じ。)を除く。以下同じ。)の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額 エ 工場等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額 オ 共同住宅等、非住宅及び工場等を有する複合建築物の全体について認定を受けようとする				同じ。)を除く。以下同じ。)の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額 エ 工場等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額 オ 共同住宅等、非住宅及び工場等を有する複合建築物の全体について認定を受けようとする	

改正後				改正前			
		場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数の欄に掲げる区分に応じて定める額に共同住宅等に係る審査の欄の共用部分の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額に、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額及び工場等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額 カ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24				場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数の欄に掲げる区分に応じて定める額に共同住宅等に係る審査の欄の共用部分の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額に、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額及び工場等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額 カ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24	

改正後				改正前			
		年法律第84号) 第54条第2項の規定による審査を申し出る場合の手数料の額は、低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に				年法律第84号) 第54条第2項の規定による審査を申し出る場合の手数料の額は、低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に	

改正後				改正前			
		定める手数料の額を加えた額				定める手数料の額を加えた額	
(略)				(略)			
共同住宅等に係る審査			ア 手数料の額は、総住戸数により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る住戸数に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。	共同住宅等に係る審査			ア 手数料の額は、総住戸数により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る住戸数に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。
総住戸数				総住戸数			
1戸	1件	3万7,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、5,000円	1戸	1件	3万7,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、5,000円
2戸以上10戸以下	1件	3万7,000円に申請住戸数から1を減じた数に7,600円を乗じて得た額を加えた額	認定基準適合図書を提出する場合は、5,000円に申請住戸数から1を減じた数に1,300円を乗じて得た額を加えた額	2戸以上10戸以下	1件	3万7,000円に申請住戸数から1を減じた数に7,600円を乗じて得た額を加えた額	認定基準適合図書を提出する場合は、5,000円に申請住戸数から1を減じた数に1,300円を乗じて得た額を加えた額
11戸以上100戸以下	1件	10万6,000円に申請住戸数から10を減じた数に2,200円を乗じて得た額を加えた額	認定基準適合図書を提出する場合は、1万7,000円に申請住戸数から10を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	11戸以上100戸以下	1件	10万6,000円に申請住戸数から10を減じた数に2,200円を乗じて得た額を加えた額	認定基準適合図書を提出する場合は、1万7,000円に申請住戸数から10を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額
101戸以上200戸以下	1件	30万9,000円に申請住戸数から10を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	認定基準適合図書を提出する場合は、1万7,000円に申請住戸数から10を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	101戸以上200戸以下	1件	30万9,000円に申請住戸数から10を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	認定基準適合図書を提出する場合は、1万7,000円に申請住戸数から10を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額

改正後						改正前							
			00戸以下		申請住戸数から100を減じた数に1,000円を乗じて得た額を加えた額	る場合は、8万8,000円に申請住戸数から100を減じた数に500円を乗じて得た額を加えた額				00戸以下		申請住戸数から100を減じた数に1,000円を乗じて得た額を加えた額	る場合は、8万8,000円に申請住戸数から100を減じた数に500円を乗じて得た額を加えた額
			201戸以上	1 件	41万8,000円に申請住戸数から200を減じた数に800円を乗じて得た額を加えた額（64万4,000円を上限とする。）	認定基準適合図書を提出する場合は、13万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に200円を乗じて得た額を加えた額（18万8,000円を上限とする。）				201戸以上	1 件	41万8,000円に申請住戸数から200を減じた数に800円を乗じて得た額を加えた額（64万4,000円を上限とする。）	認定基準適合図書を提出する場合は、13万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に200円を乗じて得た額を加えた額（18万8,000円を上限とする。）
			共用部分							ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。 ウ 共用部分を計算しない	ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。 —		
										数値による評価により認定を受けようとする場合は、共用部分の手数料の額は加算しない。			
			300平方メ	1 件	11万9,000円	認定基準適合図書を提出す				300平方メ	1 件	11万9,000円	認定基準適合図書を提出す

改正後						改正前					
		一ト以内			る場合は、1万円			一ト以内			る場合は、1万円
		300平方メートル超2,000平方メートル以内	1件	19万7,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、2万9,000円			300平方メートル超2,000平方メートル以内	1件	19万7,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、2万9,000円
		2,000平方メートル超5,000平方メートル以内	1件	30万8,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、8万8,000円			2,000平方メートル超5,000平方メートル以内	1件	30万8,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、8万8,000円
		5,000平方メートル超10,000平方メートル以内	1件	39万5,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、13万9,000円			5,000平方メートル超10,000平方メートル以内	1件	39万5,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、13万9,000円
		10,000平方メートル超25,000平方メートル以内	1件	47万2,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、17万6,000円			10,000平方メートル超25,000平方メートル以内	1件	47万2,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、17万6,000円
		25,000平方メートル超	1件	55万1,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、22万1,000円			25,000平方メートル超	1件	55万1,000円	認定基準適合図書を提出する場合は、22万1,000円
(略)						(略)					
建築物エネルギー消費性能向上計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定			ア 戸建て住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関す	ア 1申請をもって1件とする。 イ 誘導基準適合図書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する図書をいう。		建築物エネルギー消費性能向上計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定			ア 戸建て住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関す	ア 1申請をもって1件とする。 イ 誘導基準適合図書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する図書をいう。	

改正後				改正前			
		る法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。)の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額	ウ モデル建築物誘導基準とは、基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(複合建築物が同条第3号ロ(1)から(3)までに適合する場合にあつては、同条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)の基準)をいう。			る法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。)の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額	ウ モデル建築物誘導基準とは、基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(複合建築物が同条第3号ロ(1)から(3)までに適合する場合にあつては、同条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)の基準)をいう。
		イ 共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額				イ 共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額	

改正後				改正前			
		ウ 住宅部分を有しない建築物の全体又は複合建築物の非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額				ウ 住宅部分を有しない建築物の全体又は複合建築物の非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額	
		エ 複合建築物の住戸及び非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区				エ 複合建築物の住戸及び非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区	

改正後				改正前			
		分に応じて 定める額を 加えた額 オ 複合建築 物の全体に ついて認定 を受けよう とする場合 の手数料の 額は、共同住 宅等に係る 審査の欄に 掲げる区分 に応じて定 める額に非 住宅部分に 係る審査の 欄に掲げる 区分に応じ て定める額 を加えた額 カ 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に関す る法律第29 条第3項各 号に掲げる 事項を記載 しようとし る建築物エ ネルギー消				分に応じて 定める額を 加えた額 オ 複合建築 物の全体に ついて認定 を受けよう とする場合 の手数料の 額は、共同住 宅等に係る 審査の欄に 掲げる区分 に応じて定 める額に非 住宅部分に 係る審査の 欄に掲げる 区分に応じ て定める額 を加えた額 カ 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に関す る法律第29 条第3項各 号に掲げる 事項を記載 しようとし る建築物エ ネルギー消	

改正後					改正前				
		費性能向上 計画（以下 「複数建築 物エネルギー 消費性能 向上計画」と いう。）につ いて認定を 受けようと する場合の 手数料の額 は、当該計画 に係る建築 物（認定を受 けた建築物 エネルギー 消費性能向 上計画又は 複数建築物 エネルギー 消費性能向 上計画にお ける建築物 に変更の事 由が生じる 場合は、変更 の事由が生 じる建築物、 認定を受け た建築物エ ネルギー消 費性能向上					費性能向上 計画（以下 「複数建築 物エネルギー 消費性能 向上計画」と いう。）につ いて認定を 受けようと する場合の 手数料の額 は、当該計画 に係る建築 物（認定を受 けた建築物 エネルギー 消費性能向 上計画又は 複数建築物 エネルギー 消費性能向 上計画にお ける建築物 に変更の事 由が生じる 場合は、変更 の事由が生 じる建築物、 認定を受け た建築物エ ネルギー消 費性能向上		

改正後				改正前			
		計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする場合は、当該記載に係る建築物) 1棟ごとにアからオまでに定める額を合算した額 キ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により審査を申し出る場合の手数料の額				計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする場合は、当該記載に係る建築物) 1棟ごとにアからオまでに定める額を合算した額 キ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により審査を申し出る場合の手数料の額	

改正後				改正前			
		は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額				は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額	
(略)				(略)			

改正後				改正前			
共同住宅等に係る 審査			ア 手数料の額は、申請部分の床面積（基準省令第4条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合は、住戸の部分のみの床面積）の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合の当該変更の事由が生じる建築物に係る手数料の額は、変更に係る部分の床面積（基準省令第4条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合は、住戸の部分のみの床面積）の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。	共同住宅等に係る 審査			ア 手数料の額は、申請部分の床面積_____ ____

改正後					改正前						
		トル以上5,000平方メートル未満		る場合は、4万8,000円			トル以上5,000平方メートル未満		る場合は、4万8,000円		
		5,000平方メートル以上	1 件	30万6,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は、8万7,000円		5,000平方メートル以上	1 件	30万6,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は、8万7,000円	
(略)					(略)						
建築物のエネルギー消費性能の認定	ア	戸建て住宅又は共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建て住宅又は共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額	イ	消費性能基準適合図書等とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の基準に適合していることを証する図書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しをいう。	ア	1 申請をもって1件とする。	イ	消費性能基準適合図書等とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の基準に適合していることを証する図書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しをいう。			
				モデル建築物消費性能基準とは、基準省令第1条第1項第1号ロの基準をいう。						ウ	モデル住宅基準とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準をいう。
				モデル住宅基準とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準をいう。							
				モデル共同住宅基準とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準をいう。							
				仕様基準とは、基準省							

改正後				改正前			
		区分に応じて定める額 ウ 複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建て住宅又は共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額	令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準をいう。			区分に応じて定める額 ウ 複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建て住宅又は共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅部分に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額	令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。 エ モデル建築物消費性能基準とは、基準省令第1条第1項第1号ロの基準をいう。
戸建て住宅又は共同住宅等に係る審査				戸建て住宅又は共同住宅等に係る審査			共同住宅等に係る手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。
	戸建て住宅	1 件	3 万7,000円		戸建て住宅	1 件	3 万7,000円
			消費性能基準適合図書等を提出する場合は5,100円、モデル住宅基準又は仕様基準に適合している場合は1万8,000円				消費性能基準適合図書等を提出する場合は5,100円、 仕様基準に適合している場合は1万8,000円
	共同住宅等				共同住宅等		

改正後						改正前					
					床面積（基準省令第4条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合は住戸の部分のみの床面積）の合計面積に応じた区分により算定する。						
		300平方メートル未満	1 件	7 万5,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は1万円、モデル共同住宅基準又は仕様基準に適合している場合は3万5,000円			300平方メートル未満	1 件	7 万5,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は1万円、 ____仕様基準に適合している場合は3万5,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1 件	12万5,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は2万1,000円、モデル共同住宅基準又は仕様基準に適合している場合は6万2,000円			300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1 件	12万5,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は2万1,000円、 ____仕様基準に適合している場合は6万2,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1 件	21万3,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は4万8,000円、モデル共同住宅基準又は仕様基準に適合している場合は11万2,000円			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1 件	21万3,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は4万8,000円、 ____仕様基準に適合している場合は11万2,000円
		5,000平方メートル以上	1 件	30万6,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は8万7,000円、モデル共同住宅基準又は仕様基準に適合している場合は17万円			5,000平方メートル以上	1 件	30万6,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は8万7,000円、 ____仕様基準に適合している場合は17万円
(略)						(略)					

改正後	改正前
<u>（保存活用計画）</u> 第3条 廿日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条の規定により保存地区に係る都市計画の決定があったときは、第10条に規定する審議会の意見を聴いて当該保存地区の<u>保存及び活用</u>に関する計画（以下「<u>保存活用計画</u>」という。）を定めるものとする。 2 <u>保存活用計画</u>は、次に掲げる事項について定めるものとする。 （1）保存地区の<u>保存及び活用</u>に関する基本計画に関する事項 （2）～（4）（略） （5）保存地区の<u>保存及び活用</u>のために必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項 <u>（6）保存地区の保存及び活用のために必要な事業計画に関する事項</u> 3 教育委員会は、第1項の<u>保存活用計画</u>を定めたときは、これを告示しなければならない。 4 第1項及び前項の規定は、<u>保存活用計画</u>を変更する場合について準用する。	<u>（保存計画）</u> 第3条 廿日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条の規定により保存地区に係る都市計画の決定があったときは、第10条に規定する審議会の意見を聴いて当該保存地区の<u>保存</u>に関する計画（以下「<u>保存計画</u>」という。）を定めるものとする。 2 <u>保存計画</u>は、次に掲げる事項について定めるものとする。 （1）保存地区の<u>保存</u>に関する基本計画に関する事項 （2）～（4）（略） （5）保存地区の<u>保存</u>のために必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項 （新設） 3 教育委員会は、第1項の<u>保存計画</u>を定めたときは、これを告示しなければならない。 4 第1項及び前項の規定は、<u>保存計画</u>を変更する場合について準用する。

議案第 3 0 号

廿日市市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市農業委員会の委員等の定数に関する条例（平成 2 9 年条例第 2 号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（推進委員の定数） 第 3 条 推進委員の定数は、 <u>12</u> 人とする。	（推進委員の定数） 第 3 条 推進委員の定数は、 <u>13</u> 人とする。

過疎地域自立促進計画の変更について 新旧対照表

○過疎地域自立促進計画（平成 2 8 年 3 月）

（下線の部分は改正部分）

変更後					変更前				
2 産業の振興 (2) その対策 ウ 林業 ○ （略） ○ <u>林道整備により林業生産の低コスト化と安定的な林業経営を確立します。</u>					2 産業の振興 (2) その対策 ウ 林業 ○ （略） （新設）				
(3) 計画（平成 28 年度～32 年度）					(3) 計画（平成 28 年度～32 年度）				
自立促進 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考	自立促進 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 産業の 振興	(1) <u>基盤整備 林業</u>	<u>林道整備事業（小川線）</u>	<u>廿日市市</u>		1 産業の 振興	(新設)			
		<u>林道整備事業（大向長者原線）</u>	<u>廿日市市</u>						
	(3) 経営近代化施設					(3) 経営近代化施設			
	水産業	漁船巻揚施設整備事業	廿日市市			水産業	漁船巻揚施設整備事業	廿日市市	
	(4) 地場産業の振興 加工施設 流通販売施設	特産品開発・販売推進事業（農 産物加工施設、特産品販売施設 の改修）	廿日市市			(4) 地場産業の振興 加工施設 流通販売施設	特産品開発・販売推進事業（農 産物加工施設、特産品販売施設 の改修）	廿日市市	
	(8) 観光又はレク リエーション	宮島おもてなしトイレ整備事業	廿日市市			(8) 観光又はレク リエーション	宮島おもてなしトイレ整備事業	廿日市市	
		包ヶ浦自然公園集団施設地区再 整備事業	廿日市市				包ヶ浦自然公園集団施設地区再 整備事業	廿日市市	
		宮島観光サイン整備事業	廿日市市				宮島観光サイン整備事業	廿日市市	
		公園整備事業（再掲）	廿日市市				公園整備事業（再掲）	廿日市市	
		宮島公衆トイレ改修事業	廿日市市 (広島県)				宮島公衆トイレ改修事業	廿日市市 (広島県)	

変更後						変更前					
			吉和魅惑の里管理運営事業	廿日市市			(新設)				
	(9) 過疎地域自立 促進特別事業	担い手育成・経営強化支援事業 新規就農者、担い手への研修や経営基盤強化支援等を行い、担い手の育成を図る。	廿日市市			(9) 過疎地域自立 促進特別事業	担い手育成・経営強化支援事業 新規就農者、担い手への研修や経営基盤強化支援等を行い、担い手の育成を図る。	廿日市市			
		地産地消推進事業 農産物生産者と実需者を繋ぎ、地元農産物に新たな付加価値を持たせ、地産地消を推進するとともに、消費者に市産品をPRし、地産地消の機運を醸成する。	廿日市市				地産地消推進事業 農産物生産者と実需者を繋ぎ、地元農産物に新たな付加価値を持たせ、地産地消を推進するとともに、消費者に市産品をPRし、地産地消の機運を醸成する。	廿日市市			
		地域農業振興事業 農業生産活動を通じて農地・水路・農道等の保全を行う集落での共同取り組み活動等を支援する。	廿日市市				地域農業振興事業 農業生産活動を通じて農地・水路・農道等の保全を行う集落での共同取り組み活動等を支援する。	廿日市市			
		有害鳥獣被害対策事業 野生鳥獣による農作物や人身等への被害の軽減を図る。	廿日市市				有害鳥獣被害対策事業 野生鳥獣による農作物や人身等への被害の軽減を図る。	廿日市市			
		伝統産業振興事業 後継者育成のための講座開催、伝統工芸品の普及や技術継承、販路開拓の支援などを行う。	廿日市市				伝統産業振興事業 後継者育成のための講座開催、伝統工芸品の普及や技術継承、販路開拓の支援などを行う。	廿日市市			
		観光おもてなし向上事業 宮島島内における公衆無線LAN環境の整備など、外国人の受入態勢の整備を行う。	廿日市市				観光おもてなし向上事業 宮島島内における公衆無線LAN環境の整備など、外国人の受入態勢の整備を行う。	廿日市市			
		観光誘客強化事業 関係団体と連携し、既存の観光資源のブラッシュアップを図るとともに新たなコンテンツを掘りおこし、情報発信を行う。	廿日市市				観光誘客強化事業 関係団体と連携し、既存の観光資源のブラッシュアップを図るとともに新たなコンテンツを掘りおこし、情報発信を行う。	廿日市市			
		観光資源ネットワーク化事業 交流促進のための各種イベント実施や観光資源のネットワーク化など、関係団体と連携し、合同PR等を行う。	廿日市市				観光資源ネットワーク化事業 交流促進のための各種イベント実施や観光資源のネットワーク化など、関係団体と連携し、合同PR等を行う。	廿日市市			
		宮島公園環境保全事業 自然環境の保全、快適な環境整備及び観光振興を推進するため、宮島公園の環境を保全する。	廿日市市				宮島公園環境保全事業 自然環境の保全、快適な環境整備及び観光振興を推進するため、宮島公園の環境を保全する。	廿日市市			

変更後					変更前				
	(10) その他	港湾施設整備事業	廿日市市 (広島県)			(10) その他	港湾施設整備事業	廿日市市 (広島県)	
		港湾施設保全事業	廿日市市				港湾施設保全事業	廿日市市	
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 (3) 計画（平成 28 年度～32 年度）					3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 (3) 計画（平成28年度～32年度）				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通 信体系 の整備、 情報化 及び地 域間交 流の促 進	(1) 市町村道 道路	道路整備事業（市垣内細井原線）	廿日市市		2 交通通 信体系 の整備、 情報化 及び地 域間交 流の促 進	(新設)			
		道路整備事業（田尻細井原線）	廿日市市						
		道路整備事業（大元多々良線）	廿日市市						
	(2) 農道	農道水路保全事業	廿日市市			(2) 農道	農道水路保全事業	廿日市市	
	(3) 林道	林道整備事業（魚切線）	廿日市市			(3) 林道	林道整備事業（魚切線）	廿日市市	
		林道整備事業（頓原迫谷線）	廿日市市				林道整備事業（頓原迫谷線）	廿日市市	
		林道整備事業（汐原線）	廿日市市				林道整備事業（汐原線）	廿日市市	
		林道保全事業	廿日市市				林道保全事業	廿日市市	
	(6) 電気通信施設等情 報化のための施設 防災行政用無線施設 テレビジョン 放送等難視聴 解消のための 施設	防災行政無線整備（デジタル化）事業	廿日市市			(6) 電気通信施設等情 報化のための施設 防災行政用無線施設 テレビジョン 放送等難視聴 解消のための 施設	防災行政無線整備（デジタル化）事業	廿日市市	
		防災情報設備整備補助事業	廿日市市				防災情報設備整備補助事業	廿日市市	
	(7) 自動車等 自動車	吉和支所複合施設整備事業	廿日市市			(新設)			

変更後						変更前					
		(9) 道路整備機械等	道路整備機械等更新事業（ロータリー除雪車更新事業）	廿日市市				(9) 道路整備機械等	道路整備機械等更新事業（ロータリー除雪車更新事業）	廿日市市	
		(11) 過疎地域自立促進特別事業	観光誘客強化事業（再掲）	廿日市市				(11) 過疎地域自立促進特別事業	観光誘客強化事業（再掲）	廿日市市	
			観光資源ネットワーク化事業（再掲）	廿日市市					観光資源ネットワーク化事業（再掲）	廿日市市	
			生活交通確保事業 生活交通手段を確保するため、市自主運行バスの運営、バス車両等の購入整備、生活交通路線への補助、宮島航路運航負担、地域主体の運行に対する支援を行う。	廿日市市					生活交通確保事業 生活交通手段を確保するため、市自主運行バスの運営、バス車両等の購入整備、生活交通路線への補助、宮島航路運航負担、地域主体の運行に対する支援を行う。	廿日市市	
			地域公園化推進事業 緑豊かな景観の保全及び地域活性化を図るため、吉和地域住民が行う景観形成活動（対象路線の景観整備など）を支援する。	廿日市市					地域公園化推進事業 緑豊かな景観の保全及び地域活性化を図るため、吉和地域住民が行う景観形成活動（対象路線の景観整備など）を支援する。	廿日市市	
			地域支援事業（再掲）	廿日市市					地域支援事業（再掲）	廿日市市	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア （略）

イ 廃棄物処理施設

豊かな自然を守り次世代につなぐため、効率的で環境に配慮した廃棄物処理など、環境保全活動を推進する必要があります。

ウ （略）

エ （略）

オ （略）

カ （略）

キ （略）

(2) その対策

ア （略）

イ 廃棄物処理施設

○ 住民生活や事業者の商業活動により発生する廃棄物を適正に処理す

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア （略）

（新設）

イ （略）

ウ （略）

エ （略）

オ （略）

カ （略）

(2) その対策

ア （略）

（新設）

変更後					変更前				
するため、廃棄物処理施設などの更新・整備を計画的に行います。 ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略) キ (略)					イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略)				
(3) 計画（平成 28 年度～32 年度）					(3) 計画（平成 28 年度～32 年度）				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環 境の整 備	(1) 水道施設 簡易水道	吉和地区簡易水道整備事業	廿日市市		3 生活環 境の整 備	(1) 水道施設 簡易水道	吉和地区簡易水道整備事業	廿日市市	
		宮島地区簡易水道整備事業	廿日市市				宮島地区簡易水道整備事業	廿日市市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業	廿日市市			(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業	廿日市市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	宮島一般廃棄物最終処分場整備事業	廿日市市			(新設)			
	(4) 火葬場	火葬場改修整備事業（西浄苑）	廿日市市			(4) 火葬場	火葬場改修整備事業（西浄苑）	廿日市市	
	(5) 消防施設	消防車両等整備事業	廿日市市 (広島市)			(5) 消防施設	消防車両等整備事業	廿日市市 (広島市)	
		消防水利施設整備事業	廿日市市				消防水利施設整備事業	廿日市市	
		消防通信指令管制システム整備事業	廿日市市 (広島市)				消防通信指令管制システム整備事業	廿日市市 (広島市)	
		消防艇係留施設整備事業	廿日市市				消防艇係留施設整備事業	廿日市市	
	(6) 公営住宅	市営住宅長寿命化事業	廿日市市			(6) 公営住宅	市営住宅長寿命化事業	廿日市市	
	(7) 過疎地域自立 促進特別事業	宮島地域シカ対策事業（再掲）	廿日市市			(7) 過疎地域自立 促進特別事業	宮島地域シカ対策事業（再掲）	廿日市市	

変更後					変更前				
		(8) その他	公園整備事業	廿日市市			(8) その他	公園整備事業	廿日市市
7 教育の振興 (2) その対策 イ 生涯学習 ○ (略) ○ (略) ○ <u>吉和地域において、地域住民の生活に必要な生活サービス機能やコミュニティ機能を維持・確保するため、支所、市民センター、保健センター、歴史民俗資料館等の公共施設の機能集約を図りつつ、地域住民や各種団体及び来訪者にとって活用度の高い多機能な施設の整備を図ります。</u> ○ <u>旧宮島支所庁舎跡地へ地域拠点施設を整備するにあたり、解体が必要となった昭和初期頃の建物である市所有の旧山本邸は、復元することが求められています。宮島地域で伝統的建造物群保存地区を指定していることから、宮島の歴史的な町並みを維持しつつ、地域住民や来島者にとって活用度の高い多機能な施設の有効活用を図ります。</u>					7 教育の振興 (2) その対策 イ 生涯学習 ○ (略) ○ (略) (新設)				
(3) 計画（平成 28 年度～32 年度）					(3) 計画（平成28年度～32年度）				
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の 振興	(3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設	市民センター整備事業	廿日市市		6 教育の 振興	(3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設	市民センター整備事業	廿日市市	
		集会所耐震化推進事業（再掲）	廿日市市				集会所耐震化推進事業（再掲）	廿日市市	
		<u>吉和支所複合施設整備事業（再掲）</u>	廿日市市				(新設)		
		<u>宮島地域拠点施設整備事業（旧山本邸復元）</u>	廿日市市				(新設)		